



埼玉県はDXを進めますインタビュー

試行導入と並行し 県内2例目^{*}となる 実施要領を制定・公表

※令和7年2月28日時点埼玉県調べ

うちだ たかひろ
内田 貴裕氏

狭山市は令和6年度に情報共有システムを試行導入し、運用しながら要領整備を行いました。要領制定は県内で2例目となります。そこで狭山市の担当者の方に導入までの経緯や、要領整備にあたって苦労した点についてお話を伺いました。

記事作成

埼玉県 県土整備部 県土整備政策課建設DX推進担当 粕谷・松村
Mail: a5250-09@pref.saitama.lg.jp
※本記事は令和7年1月の取材に基づきます



狭山市の事業実施体制について

―まず最初に狭山市の工事の発注、監督、検査体制について教えてください。
狭山市都市建設部道路整備課内田氏（以下、狭山市）：狭山市では工事の積算から発注手続き、契約後の工事監督を各担当課が行います。入札手続きおよび検査は契約検査課が行います。

情報共有システム導入のきっかけ

―狭山市で情報共有システムを導入しようとしたきっかけは何ですか？
狭山市：情報共有システムそのものは以前から知っており、業務効率の向上に役立つものであると感じていました。導入のきっかけは当市から埼玉県越県土整備事務所（以下、川越県土）へ実務研修生として派遣されていた職員が、私と同じ道路整備課に配属され、情報共有システムの利便性について話を聞いたことが最初のきっかけです。そこで、全国での導入状況について調べ、5年後、10年後には市町村でも情報共有システムの活用は当たり前になるはずであり、活用するならば早い方がよいと思い、情報共有システムの早期導入に取り組みました。

―まずは令和6年度に私の担当工事である市道A第40号線道路改良工事（受注者：株式会社丸嘉建設）にて狭山市で初となる情報共有システムを試行導入しました。発注にあたっては特記仕様書に「できる規定」を明記して実施しました。

ネットワーク環境について

―市町村での情報共有システム導入でよく話題に上がるものとして、LGWAN系かどうかという点があります。既に試行導入されているとの事ですが、狭山市のネットワーク環境について教えてください。
狭山市：職員端末はLGWAN系で、インターネットの閲覧は、仮想ブラウザで行います。情報共有システムでは写真や図面のダウンロードが頻繁に行われます。LGWAN系への無害化処理に承認や制約はありますが。

―狭山市ではダウンロード時の無害化処理に承認は必要ありません。ダウンロード時自動的は無害化処理されます。アップロードについては上長の許可が必要です。実際のところ、受注者から提出された書類の添付資料をダウンロードすることがほとんどであり、実務上の問題はあまり感じていません。

―なるほど。狭山市のネットワーク環境で情報共有システムの活用に制約は無いようですね。試行導入にあたってLGWAN系対応ベンダーを利用するように情報部門から要請などはありましたか？
狭山市：狭山市の情報部門である情報政策課へ事前に確認したところ、仮想ブラウザ経由であれば協議不要との回答でした。一方でLGWAN系の場合には接続申請をし、承認が得られれば利用可能とのことでした。

―なお、LGWAN系では、高度なセキュリティ対策が施されているため、基本的な申請は受理されるとのことでした。

試行導入では川越県管内で最も利用が進んでいるベンダーを利用しました。これは受注者側も慣れていると思われるためです。LGWAN系対応ベンダーにも接続テストを行い、無害化処理を行う必要がない点と、仮想ブラウザを経由する必要がある点に魅力を感じました。

―なお、両者の操作感に大きな違いはなかったというのが印象です。

―ところで、情報共有システムの利用には個人用メールアドレスが必要なケースが多くありますが、狭山市ではどのような状況でしょうか。
狭山市：課代表以外に個人用のアドレスがありません。受信も同時に可能です。

他部門との調整について

―すでに情報部門との調整は行い、仮想ブラウザ経由であれば問題ないとのことですが、その他の部門との協議はどのように進めたのでしょうか。また、検討にあたり都市建設部以外の部門とは足並みを揃えたのでしょうか。
狭山市：まず検査所管課となる契約検査課との調整ですが、検査業務については内容の確認が行えるのであれば紙、電子のいずれでも構わないとの回答を得ています。検査遂行に必要な資機材の調達についても契約検査課で検討を進めていただいています。要領制定に關しては都市建設部の庶務担当課である建設総務課と調整を進めることとなりました。

―なお、試行要領では都市建設部の発注する工事を対象としています。理由としては、

上下水道部は管工事の取り扱いもあり、工事監督の考え方が一般土木工事とは異なるなど、全庁的な要領制定を目指すには調整に時間を要する可能性があったためです。そこで一般土木工事が主流の都市建設部発注工事を対象として試行要領の整備を進めました。

―ちなみに上下水道部の担当者からは、都市建設部の試行要領を参考に情報共有システムの導入を検討したいとの事でした。

―同じ部局内とはいえ、所管課ごとに発注や工事監督の考え方も違うかと思えます。調整には非常に苦労されたのではないのでしょうか。
狭山市：情報共有システムそのものについては前向きに受け入れてもらったのですが、出口戦略としての電子納品運用ガイドラインの整備も同時に行うべきとの声がありました。

―特に「そもそも情報共有システムとはなんだ？」や「今、わざわざ要領を作ってまで進めようとする理由はあるのか？」といった声もあり、そこを理解してもらうことには苦労しました。

狭山市の建設DXに関する情報

狭山市では「狭山市建設工事情報共有システム試行要領」（令和7年4月）を定め、狭山市ウェブページ上に公表しています。当初設計金額5,000万円以上は発注者指定型、その他は受注者希望型とし、発注にあたっては同要領第3条のとおり特記仕様書および公告文に記載することとしています。

URL:

<https://www.city.sayama.saitama.jp/jigyo/nyusatsu/oshirase/zyouhoukyouyuu.html>

（情報共有システムの対象）

第3条 対象は、原則、狭山市都市建設部が発注する当初設計金額50,000千円以上の工事または受注者が希望する工事とする。

なお、対象工事である旨の表示は、特記仕様書及び公告文に明記するものとする。下記に記載例を示す。

（参考）特記仕様書の記載例

【すべての工事】

第〇〇条 情報共有システムの活用について

原則、当初設計金額50,000千円以上の工事または受注者が希望する工事については、情報共有システムを活用するものとする。

ただし、工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、この限りではない。

実施にあたっては、「狭山市建設工事情報共有システム試行要領」に基づくものとするので予め市のホームページを参照すること。

（参考）公告文の記載例

【設計金額50,000千円以上の工事】

1 入札対象工事 (5) その他

本工事は、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用する工事である。

（参考）公告文の記載例

【上記以外の工事】

1 入札対象工事 (5) その他

本工事は、受注者が希望する場合、公共事業において情報通信技術を活用し、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することによって業務効率化を実現するシステム（情報共有システム）を活用できる工事である。

2 工事の内容や規模、地域要件等を勘案し、やむを得ない理由があると認められる場合は、受発注者間の協議の上、対象外とすることができる。

3 第2項の規定においても、電子メール等を活用した情報共有を妨げるものではなく、第4条、第7条に規定する電子メールによるやり取り、納品を積極的に行うこと。ただし、建設工事（営繕工事を除く）において、電子メール等、情報共有システムを利用しない場合は情報共有システムの利用実績としない。

狭山市・狭山市では令和6年度から文書管理システムを導入しました。これまでの紙で行っていた決裁文書の起案方法から、すべてが電子上で実施することになりました。これが情報共有システム導入の後押しになった要因のひとつと考えています。このため文書管理システムで処理する文書、情報共有システムでやりとりするデータの取扱いの整理を行いました。

情報共有システム導入にあたり、工事記録などが行政文書になるのかどうか悩んでいると声を多く聞きます。狭山市ではどのように整理したのでしょうか。

狭山市…これまで紙で起案等を行い、文書保存していたものは文書管理システムで行うことが原則です。

一方、情報共有システムでやり取りする文書について、工事期間中は受注者が所有する参考書類とし、工事完成後に引き渡しを受けた電子成果品は、工事関係の起案文書の保存年限と合わせた期間を各工事も管理にて保管することとしています。

なるほど。成果品の引渡しを基準として整理されたのですか。

発注部門・受注者との調整

ところで、道路整備課では、施工中の案件を含め令和6年度に3者8件（令和7年2月時点）を実施されたと聞いています。どのように試行導入案件を拡大したのでしょうか。

狭山市…まずは道路整備課内で対象案件を選定し特記仕様書へ「できる規定」を記載し、契約後に受注者と情報共有システムの利用協議を行いました。

また、令和6年度中の試行要領制定が目標でしたので、情報共有システムを利用しつつ、試行要領策定に向けた工事担当者へのヒアリングを並行して進めました。

私も情報共有システムを活用しながら打ち合わせを進めており、システムの操作感や受注者のリアルな意見を各担当者に説明できたので、他の課の担当者も、まずは特記仕様書へ「できる規定」を記載する、契約後に受注者との協議により導入を決める、といった流れになりました。比較的年齢層の若い職員が建設DXを前向きに捉え、抵抗感なく進められたのがとても大きいと思います。

若い方がリーダーシップをとって進めた自治体では普及拡大も早いように思います。受注者との調整はどのように進めたのでしょうか。

狭山市…私が担当した最初の導入工事では、受注者が県発注工事での利用実績があったことから二つ返事で実施が決まり、どちらかといえば、私のほうが扱いがわからずに戸惑っていました。しかしながら、情報共有システムを使っていくうちに使い方がわかり、思ったほどは苦労しませんでした。情報共有システムは研修や勉強会、「習うよりも」、実務で「慣れる」ほうが、早く理解できました。

令和6年度に試行開始して8件実施というのは非常にハイペースです。加えて、埼玉県内の自治体として要領制定・公表に至った自治体は熊谷市に次いで2例目です。試行導入と要領制定の両方を建設部門で行ったのは狭山市道路整備課が初となります。現場監督業務と並行しての要領制定はかなり大変だったのではないのでしょうか。要領制定にあたってのエピソードを教えてください。

狭山市・狭山市建設工事監督要綱など、都市建設部の工事関係要領を所掌する建設総務課は、工事発注課ではないことから、工事監督の実務を踏まえての内容調整は当課で行う必要がありました。建設総務課との調整は私が行っていました。担当工事で情報共有システムを利用した際に感じた課題や経験を要領にフィードバックし、実務と要領制定の両面から建設DXへの理解を深めました。

使ったよかった点、イマイチな点

本当にパワフルですね。三郷市の担当者の方も非常にパワフルでしたし、若い方が土木業界をリードしているというのは私にとってもうれしい話です。

ところで、情報共有システムを実際に使ってみてよかった点、イマイチだった点を教えてください。

狭山市…良かった点は、工事書類や完成図書で自席や庁内倉庫のスペースが溢れないことですね。身の回りが整然としたことで、気持ちにも余裕ができた、他の業務にも積極的に取り組むことができました。情報共有システムを使っていると、これまで紙で打ち出していた図面や協議関係書類、受注者から提出された大量の写真や出来形資料のキングファイルなどが無くなるので、検査前に手元に何もなくなってしまうか逆にな不安になってしまいました（笑）

イマイチだと感じた点は業者から提出された資料を印刷しては元も子もないので、

職員に支給されたノートパソコンのみで書類確認をしなければならぬ点です。私の場合は、自前のPCモニターを設置し、2画面でチェックする体制にできたので、その点はかなり解消されました。

また、PDFで提出された施工計画書などをチェックし、請負業者が内容の修正指示や確認したい箇所を伝える方法が難しいと感じました。紙であれば付箋を貼るだけで伝えられたのですが、ただ、いずれも物理的なハードを整えたり、PDF編集ソフトの利用など、工夫を凝らせば解消されるものだと思うので、それは今後の課題だと思っています。

埼玉県に期待すること

最後になりますが、埼玉県に期待することはあります。

狭山市…やはり、電子納品に関する支援です。

国や県のガイドラインなどに沿ってルール作りをすることは難しいのではないかと思っています。庁内においても様々な分野でDXの推進が図られていることもあるので、いずれ建設部門における電子納品のルール作りが必要になると思います。市町村向けの電子納品に対する仕組みづくりの支援をしてもらえればと思います。他にもICT施工や業務委託に関する情報共有システムの利用や、市町村規模の建設DXの推進に関するアドバイスもいただきたいと思います。

お忙しい中、お話しいただきありがとうございました。狭山市…ありがとうございます。